

地域農林水産業の振興について

現在の日本の農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷、国際交渉による影響の不透明感、予測不能な自然災害による農林水産業被害など、非常に厳しい状況にある。

こうした中、国は平成25年に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、農林水産業を産業として強くしていく産業政策と、国土保全といった多面的機能を発揮するための地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増することを目指し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることとしている。

また、昨年11月には、さらなる農業の競争力強化のため、「農業競争力強化プログラム」を決定し、本プランの中に位置付けられたところである。

このような状況を踏まえ、農林水産業を成長産業に育て、農山漁村の持続的発展を図っていくためには、地域の実情を踏まえた柔軟な施策展開が必要であることから、次の事項について強く要請する。

1 地域の実情を踏まえた「攻めの農林水産業」の展開

中山間地域等条件不利地域の多い中国地方においては、特色ある地域資源を生かしながら、農林水産業の収益性を高めるための努力をしてきたところである。

については、こうした地域の特色のある取組が将来にわたって持続的に発展できるよう、国の責任において、地域の実情に応じた担い手の育成や産地形成、ブランド化、輸出拡大の支援など、総合的な施策展開が可能となる、きめ細かで柔軟な対策を講じるとともに、独自の農林水産施策に取り組むことが可能な包括的な交付金を創設するなど、必要な財源の確保を図ること。

2 国際交渉への対応

T P Pのみならず、日米F T A、日E U・E P A、R C E Pなど、いかなる国際交渉にあっても、正確かつ丁寧な説明や情報発信に努め、農林水

産業関係者の不安を払拭することに万全を期すること。

3 集落営農法人等広域連携組織の推進

集落営農法人をはじめ、認定農業者、JAなどの多様な農業経営体を活かしながら、農業経営基盤の強化を図るとともに、小規模法人単独では困難な事業の展開や新規就業者の雇用の実現により、集落維持を図るため、複数の集落営農法人等で出資する「集落営農法人連合体」などの広域連携組織の設立が求められている。

については、農業経営の法人化等の推進について、地域の実態に即した柔軟な制度とするとともに、予算を十分に確保すること。

4 園芸産地の育成及び担い手確保支援

土地条件の悪い中山間地域においては、施設野菜など土地生産性の高い園芸作物の推進が求められている。

については、収益性の高い園芸産地の育成と、園芸産地における新たな担い手の育成・確保を図るため、施設整備や生産支援について、地域の実態に即した柔軟な制度とするとともに、予算を十分に確保すること。

5 農地中間管理事業の推進

農地中間管理事業による担い手への農地集積と集約化を進めるためには、農地の受け手となる担い手育成や、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する基盤整備が必要であり、それらと連動した施策を含め、引き続き十分な予算を確保すること。

6 農業生産基盤整備の推進

農地の集約化を進め、農業の生産性向上と高付加価値化を図るため、体質強化に資する農地の大区画化・汎用化、農業水利施設の老朽化対策等の生産基盤の整備に必要な予算を十分に確保すること。

また、土地改良制度の見直しについては、地方公共団体に新たな負担が生じることのないよう、国において必要な予算を措置するとともに、取り組みやすく実効性のある制度とすること。

7 経営安定対策の充実

- (1) 生産者の不安を払拭するため、農業全般にわたる経営安定対策・セーフティネットの充実強化を図ること。
- (2) 規模拡大やコスト削減に限界がある中山間地域において、農地保全や集落の維持・活性化につながるよう、平成29年度当初予算で措置された「中山間地農業ルネッサンス事業」の運用改善を図るとともに、関連する支援の拡充を図り、全体の予算を増額すること。
- (3) 農林水産業の生産を支え、地方創生、国土強靱化等を進めるうえで重要な役割を担っている基盤整備について、必要な予算を長期にわたり当初予算で確保すること。
- (4) 主要農作物の安定生産のためには、都道府県が関与した優良種子の安定供給が重要であることから、農業競争力強化支援法等において都道府県の主要農作物種子生産における役割・位置づけを明確にするとともに、その役割を果たすための予算を十分に確保すること。併せて、主要農作物の種子の生産等について適切な基準を定め、運用すること。
- (5) 米の需給調整は、国が責任を持って必要な対策を講じる必要があるため、平成30年からの需給調整が確実に実行されるよう具体的な対策を示すこと。特に過剰作付県等に対して強力な働きかけを行うなど、従来から需給調整に取り組んできた県に不利益が生じないよう、公平性を担保した方法で行うこと。
- (6) 加工原料乳生産者補給金制度の見直しに当たっては、指定生乳生産者団体が担ってきた機能が維持され、生乳の需給調整の実効性が担保できるよう配慮すること。

8 鳥獣被害防止総合対策の推進

鳥獣被害から農地を保全し、中山間地域での農業経営や定住の意欲を維持するために「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、十分な予算を確保するとともに、助成対象を拡大すること。

平成29年6月5日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政